

京都府入札監視委員会（令和7年度第2回）議事概要

開催日時及び場所	令和7年10月15日(水) 午後2時00分～午後4時15分 京都経済センター 6-B会議室		
出席委員氏名(職業)	委員長 ^{ひら} 平 ^お 尾 ^{よし} 嘉 ^{あき} 晃(弁護士) 委員 ^う 宇 ^の 野 ^{のぶ} 伸 ^{ひろ} 宏(京都大学大学院工学研究科教授) 委員 ^{かな} 金 ^お 尾 ^い 伊 ^{おり} 織(京都工芸繊維大学工芸科学部教授) 委員 ^{すえ} 末 ^{まつ} 松 ^ち 千 ^{ひろ} 尋(京都大学名誉教授) 委員 ^{すみ} 住 ^だ 田 ^{ひろ} 浩 ^し 史(弁護士) ※委員長については、本委員会中に互選により選出		
議 事 概 要	1 開会 2 あいさつ(福原総務部副部長) 3 議事 (1)入札及び契約手続の運用状況等について (2)抽出案件に関する入札経緯等について (3)次回抽出委員の選出等 (4)次回開催日程の調整 5 閉会		
審 議 対 象 期 間	令和7年4月1日～令和7年7月31日		
審 議 対 象 件 数	[工事] 292 件	[物品] 66 件	[「プロポーザル」] 85 件
内 訳	一般競争入札	269 件	58 件
	指名競争入札	16 件	1 件
	随 意 契 約	7 件	7 件 85 件
抽 出 案 件	4 件	1 件	1 件
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問		回答等
	別紙のとおり		別紙のとおり
委 員 会 意 見 の 内 容	○抽出案件に関する入札経緯等について 委員会において、申し述べる特段の意見等はない。 なお、各委員から出された意見・質問について、今後の入札契約 執行の参考にするとともに、「公契約大綱」に基づいた取り組みを 進められるよう努力願いたい。		

3 議事

(1) 入札及び契約手続の運用状況等について

意見・質問	回答等
○総契約金額につき、工事は昨年度に比べ約 15%減少しているが、物品は約 50%増加している。それぞれの原因は何か。	○工事については積み上げによるものであり、年度末の集計までは分析しづらいところであるが、物品については、今年度は選挙があったため選挙用品関係の件数が影響したものとする。

(2) 抽出案件に関する入札経緯等について

①小倉西舞鶴線ほか小修繕（舗装）工事

…一般競争

意見・質問	回答等
○建設機械の手配や緊急動員体制の要件を満たす舞鶴市内の応札可能業者が 13 者あっても手が挙がりにくい状況のようだが、業者の事情等で把握していることはあるか。	○昨年度も本件と同様に一者入札となっており、業者の事情を聴取したところ、昨今の人件費や物価の高騰により対応が困難との理由が多かった。特に今回の工事場所は交通量が多く、交通誘導等にかかる費用も高額となることが一因となっている。また、対応可能な技術者を確保することも厳しい状況とのこと。
○舞鶴地域で同様の案件が複数あり、重複して参加ができないとなると、地域要件的に応札可能業者は限られるのか。	○維持修繕工事であり、30 分以内に緊急対応を行う等の条件があるため、各案件の応札可能業者は限られるものとする。なお、地域性及び工事の性質上、応札可能業者数を今以上に増やすことは困難であるとする。
○1 件あたり 150 万円未満の修繕工事については、件数にかかわらず単価契約とするのか。また、契約金額と支払金額の違いは何か。	○お見込みのとおり。前年度の同様案件では、修繕件数は 5 件、合計金額は約 290 万円であり、全て単価契約である。また、契約金額と支払金額の違いは、代表工種を単価で積算した契約金額と、実際に発注した修繕工事の支払金額との違いによるものである。

②国道 178 号防災・安全交付金（緊防）（加速化対策）工事 他 1 件

…一般競争

意見・質問	回答等
○本工事の資材購入において、物価上昇の影響は少ないのか。	○今回の受注事業者は、取引のあるメーカーの会員価格を用いた見積もりを提出していたため、物価上昇の影響は少なかった。

意見・質問	回答等
○落札率が 79.1%と低い案件だが、過去の法面工事で、調査基準価格以下で契約した事例はあったのか。	○法面工事については、低入札価格調査の結果、コスト削減により調査基準価格以下でも施工可能であるとした契約事例がある。
○法面工事について、予定価格の積算基準等の見直しは検討しているか。	○予定価格は京都府の単価基準等で適切に積算しており、基準の見直しは検討していない。

③重要文化財 東福寺常楽庵客殿ほか2棟保存修理工事（塔司寮畳工事） …指名競争

意見・質問	回答等
○応札可能業者が6者ということだが、一般的な畳の補修に比べて求める技術内容はかなり違うのか。また、技術者の高齢化等により、応札可能業者数は減少傾向にあるのか。	○今回の工事内容は、畳の表替えと畳床補修及び畳の新調であり、いずれも伝統的な技術を必要とし、それを保持している技術者が少ないため、応札可能業者は6者となっている。 応札可能業者数については、文化庁主導のもと選定保存技術として啓発しており、技術者の減少に対応すべく尽力しているところである。
○昨今のインフレや物価高騰は、今後さらに加速する可能性があるが、文化財保存修理工事への影響はどの程度か。	○労務単価や資材価格に影響が生じており、今回の落札率が 95.1%と高くなった要因の一つと考えられる。予定価格は、労務単価や資材価格の変動を踏まえて積算するようにしている。
○インフレや物価高騰の長期的な影響は大きいのか。	○文化財保護事業は、国庫からの補助金と、費用の約半分を所有者の負担金で対応しており、物価高騰が続けば費用を負担しにくい状況になるため、何らかの手立てが必要と考えている。

④京都府庁舎空調チャンネルコントローラー更新工事

…随意契約

意見・質問	回答等
○落札業者において機器の修理が困難となった場合、その対応はどうなるのか。また、特定業者にしか修理できない機器はリスクを伴うため、導入時には汎用性の高いものにするよう検討されたい。	○現時点で落札業者による修理が困難となる可能性はないが、修理対応が可能な他業者についても確認を進めたい。
○今回、機器の一系統を更新されているが、一系統ごとに更新すると費用がかかるため、経年劣化を踏まえた長期的なプランが必要ではないか。	○今回は複数の業者が設置した機器を更新するため費用が高額となったが、既存機器の保守期限である 2038 年 3 月までに、導入機器の業者一本化に向けた検討を進めたい。

意見・質問	回答等
○機器管理については、予防保全と事後保全の観点があるが、予防保全の方が比較的安価となる可能性も有るため検討されたい。	

⑤総合指揮システムの整備及び保守業務

…一般競争

意見・質問	回答等
○システムの機能はどのようなものか。 また、日常的に使うカメラ機器等を緊急時に使うことはできないのか。	○本システムは、現場の複数の音声や映像を本部にリアルタイムで共有し指示対応を可能とするもの。 なお、緊急時には専従で使用する事となり、日常的に使用するカメラ機器等の本来業務が滞る可能性があるため、別途発注したもの。
○どの工程において最も費用がかかるのか。また、リアルタイムの映像転送ができるシステムは多々あるが、本件のような高額システムの適用期間 10 年は適切なのか。	○最も費用がかかるのはシステム構築の工程である。また、本件のようなシステムはリースによる調達が多く、サーバー系のオペレーティングシステムにおけるリースの場合、システムが更新されると従前の機器に不便が生じる。一般的なコンピューター等と同様に 5 年から 10 年でシステムの更新が必要とされるため、今回更新するもの。
○今回の更新により、機能的に改善したところはあるか。	○本システムは、現場映像伝送システム、映像表示システム及び映像配信システムを併せて「総合指揮システム」と総称しており、今回の更新により、画質の解像度や映像のタイムラグが改善され、ドローン等との外部接続による映像伝送機能も向上した。

⑥向日町競輪場敷地再整備事業に係るコンストラクション・マネジメント業務委託

…随意契約（プロポーザル）

意見・質問	回答等
○本委員会において、コンストラクション・マネジメント（以下「CM」という）業務案件は初めてだが、業務内容には事業の企画も含まれるのか。	○業務に企画は含まれない。事業の効率的な進捗を支援するもの。

意見・質問	回答等
○CM業務を導入する必要があると判断した理由は何か。	○同一敷地内で、「京都アリーナ（仮称）整備・運営等事業」と「向日町競輪場再整備・運営事業」の2事業を実施するものであり、これまでに前例が無い施設・規模の事業であるため、専門的なノウハウや知見について助言を得ながら進める必要があると判断したもの。なお、他府県のアリーナ事業等においても、CM業務の発注事例があり、全国的にも広く採用されつつある。
○着工後、現場でトラブルが発生した場合は、京都府だけで対応するのか。あるいはCM業者が対応するのか。	○トラブルの内容にもよるが、技術的・専門的な内容についてはCM業者で検討の上、京都府が判断し、共に対応する。
○新しい取組として評価できる。実際にどの程度の成果があるのか、しっかりと事後検証していただきたい。	

⑦京都府立丹後郷土資料館整備工事（電気設備工事）

…前回事案 事後報告

意見・質問	回答等
○地元の業者が辞退した理由は何か。	○辞退した業者に確認したところ、予定価格公表後、再度社内で検討したが、予定価格の範囲内で応札することはできないと判断したため応札できなかったとのことであった。